

## 包括的てんかん専門医療施設の定義・あり方・施設基準

### 包括的てんかん専門医療施設の定義

包括的てんかん専門医療施設とは、てんかん患者とその家族がてんかんという疾患を克服し身体的、精神的、社会的に充実した幸福な生活をおくるという目的を達成するために、地域医療機関および関連機関と連携して適切な医療とケアを提供するための組織化された専門医療施設である。

### 包括的てんかん専門医療施設のあり方

わが国のてんかん専門医療施設を考察する場合、日本の社会福祉制度や医療保険制度を十分に配慮し、欧米のてんかん専門医療施設の方式を参考にしつつも、わが国独自のあり方を検討すべきである。てんかん専門医療施設は単なるてんかんを専門とする医師の集団ではなく、てんかん医療に関わるすべての職種による学際的包括的連携によって所属医療圏および近隣医療圏に高度なてんかん医療とケアを提供し、またその地域の基幹施設として診療連携の強い指導的役割を担う施設である必要がある。診療面から見た場合、専門的知識を背景としたあらゆる年齢を対象とするてんかんの正確な診断と治療の実施が可能であることを基盤とし、さらにてんかん重積状態などに対する救急医療、てんかんに併存する精神医学的課題などに対する適切な診療および就労支援・社会参加への推進や心理社会的問題への取り組み、難治てんかんをきたす遺伝的希少疾患・難病疾患の診断と長期的治療および発達支援、様々な手法のてんかん外科の実施などが求められる。てんかん専門医療施設のてんかん専門医はこれら多岐にわたる診療に携わり、てんかん医療に関わるすべての職種による包括的チーム医療における指導的役割を執ることとなる。このためには、異なるてんかん担当診療科の複数の日本てんかん学会の認定する専門医ないしそれに準ずる知識と経験を有する診療医を含むてんかん医療に関わるすべての職種による包括的てんかん医療のための組織の構築が必要である。

てんかん専門医・てんかん医療に関わる職種の極端に少ない地域に対してはてんかん診療レベルの向上とてんかん専門医・メディカルスタッフの育成に対する積極的取り組みが必要である。てんかん専門医療施設はこの教育的役割も診療と同時に担うべきである。さらに、医療機関に対するてんかんの助言・指導や一般市民に対する普及啓発を行うことが求められる。

一定の基準を有する専門的なてんかん診療を行っている施設を明確にすることは、患者・その家族のためにも、診療連携を行うためにも有意義であり、わが国のてんかん診療の充実に重要なことである。

上記のあり方を踏まえ、日本てんかん学会は包括的てんかん専門医療施設基準を以下のように定める。なお、施設基準は、てんかん医療の進歩、国内のてんかん診療均霑化の状況や社会的背景の変化に伴って一定期間ごと（附則1）に見直されるべきである。

### 包括的てんかん専門医療施設

以下の条件1)～7)のすべてを満たすこと。

- 1) 日本てんかん学会認定研修施設であること。
- 2) 日本精神神経学会、日本神経学会、日本脳神経外科学会、および日本小児神経学会が認定する常勤の専門医が各1名以上おり、それぞれは日本てんかん学会が認定する専門医ないし日本てんかん学会が

主催する教育的セミナーを受講した者であること。

3) 長時間ビデオ脳波同時記録に基づくてんかん診断をおこなっており、その実績が年間 50 件以上であること。

4) MRI 装置を常備する施設であること。

5) てんかん医療を運営するための委員会が組織され、定期的な会議が年に 3 回以上施行されていること。運営委員会はてんかん専門医を含むてんかん診療を担当する医師、看護師、臨床検査技師、医療社会福祉士ないし精神保健福祉士、てんかん診療支援コーディネーター（附則 2）、および連携医療事務によって構成されていること。

6) てんかん診療を担当する上記 2) に定めるてんかん診療担当医師と医師以外のてんかん診療を担当する医療従事者による合同てんかん症例検討会が月 1 回以上行われていること。

7) 診療実績が下記の①～④すべてを満たすこと（附則 3）。

① てんかん手術を常時実施している。

② けいれん重積状態に対する入院管理を常時実施している。

③ てんかんに併存する精神医学的問題に対する専門的診断および診療を常時実施している。

④ 指定難病や小児慢性特定疾患に合併した薬剤治療抵抗性てんかんの診療を常時実施している。

注 1)

脚注) 上記の 1) から 6) の一部は、平成 30 年度診療報酬改定の長期脳波ビデオ同時記録検査 1 に関する施設基準に共通する。

### てんかん連携医療施設

包括的てんかん専門医療施設基準を満たさないが、原則として日本てんかん学会認定研修施設である複数の施設がてんかん専門医療施設基準項目 2) ～ 7) を互いに補完することによって十全緊密な連携関係にあることをてんかん専門医療施設（センター）検討委員会が認め、日本てんかん学会理事会で承認された場合、「てんかん連携医療施設」としてこれを定める。

附則

(1) 当面の間、3 年毎に見直すものとする。

(2) てんかん診療支援コーディネーターとはてんかん地域診療連携体制整備事業において定義されているものを指す。

(3) 7) の②～④の具体的な基準症例数については、本基準施行後 3 年間の学会調査により決定する。①てんかん手術はてんかんの治療を目的とする手術を指し、年間 10 件以上と仮に定める。また、施設の立ち上げ時や担当医の異動に伴う症例数変動による非充足については日本てんかん学会が別途評価を行う。